所得税の確定申告
町・県民税の申告

令和7年分の所得税を確定し、令和8年度の町・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を計算します。申告されないと国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減や減免等の優遇措置を受けることができませんので、収入が無い場合でも必ず申告してください。

安芸太田町での
所得税申告相談受付

2月16日（月）～3月16日（月）

（町・県民税は、期間以降でも申告できます。）

申告が必要な人

令和８年１月１日現在、安芸太田町に住所がある人で、次に該当する人

- □農業、商工業、不動産（地代・家賃）などの収入のあった人
- □給与を2か所以上から受けている人
- □年の中途で退職し、その後就職していない人
- □65歳未満の人で**公的年金等の収入が 98 万円以上**の人
- □65歳以上の人で**公的年金等の収入が 148 万円以上**の人

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下である人は、確定申告は不要ですが、各種控除を受けるには、町・県民税の申告が必要です。

- □障害者・寡婦・ひとり親の控除を受けられる人
- □国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者とその世帯の人

※遺族年金・障害年金・失業給費金を受け取られている人、少額収入や無収入の人も未申告とみなされるため、必ず申告をしてください。

- □所得証明、課税証明が必要な人
- □医療費の限度額適用申請を行う人

申告に必要なもの

■マイナンバーカード　**■通 帳**（所得税還付がある人）　**■確定申告のお知らせハガキ**（税務署から送付があった人）

※マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーの確認ができる書類	と	身元確認書類
・通知カード又は、その写し（住所変更等がある場合は両面の写し） ・住民票の写し（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰの記載があるもの）　などのうちいずれか1つ		・運転免許証　・健康保険証　・パスポート ・写真付の社員証や学生証　などのうちいずれか1つ

【給与・公的年金のある人】 ・給与、公的年金の源泉徴収票	【寄附金控除を受ける人】 ・寄附金受領書（控除証明書）	【社会保険・生命保険・地震保険料控除を受ける人】 ・控除証明書（生命保険料、国民年金、地震保険料）
【農業収入のある人】 ・農業収支計算書 ・JAからの農業申告用資料	【障害者控除を受ける人】 ・身体障害者手帳、療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	
【住宅借入金等特別控除（2年目～）を受ける人】 ・金融機関発行の住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 ・税務署発行の住宅借入金等特別控除申告書	【医療費控除・セルフメディケーション税制を受ける人】 ・医療費控除の明細書、医療費の通知書 ・取組みを証明するための領収書、結果通知表ほか ・おむつ使用証明書(医師が発行)、おむつ使用確認書 等	

町の会場で受付できない申告

次の内容を含む申告は税務署で申告をしてください。

- ・青色申告（青色申告決算書などが作成済みの場合を除く）
- ・為替差益やビットコインなどの暗号資産（仮想通貨）
- ・先物取引に係る申告
- ・災害減免や雑損控除の申告
- ・住宅借入金特別控除（1年目）の申告
- ・土地・建物・株式などの譲渡所得申告（内訳書などが作成済みの場合を除く）

※その他内容によっては税務署申告会場へ案内する場合があります。

税務署からのお知らせ

税務署で申告の方は、下記の会場です。

対　象　者	所得税・消費税・贈与税などの申告をされる方
会　　場	**「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ　11階**
住　　所	広島県広島市中区基町6番78号 広島県庁前
開 設 期 間	**2月16日（月）～3月16日（月）** 土・日・祝は除きますが、3月1日（日）は開場します。
受 付 時 間	**午前8時30分から午後4時まで** （相談時間は午前9時から午後5時まで）
備　　考	**確定申告会場は原則、事前予約制です。** 国税庁LINE公式アカウントから来場予約ができます。

電子申告（ｅ－ＴＡＸ）を始めよう！

国税に関する各種手続き（届け出など）、所得税、法人税、消費税、酒税、贈与税、印紙税の申請、納税が自宅や事務所からインターネットを通じて行えます。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

令和７年分（令和７年１月１日～１２月３１日）確定申告・町県民税の申告日程表

【申告相談受付期間】２月１６日（月）～３月１６日（月）　※土・日・祝日を除く

※申告は、役場本庁・支所でなく、必ず下記申告会場へお越しください。

◎いずれの会場も受付開始時間は９：００～です。
　受付終了時間は会場によって異なりますので下記表をご参照ください。

◎マイナンバー（12桁）の記載と本人確認書類が必要です。
　申告書にマイナンバー（個人番号）の記載欄があり、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。なお、控除対象配偶者や扶養親族などの本人確認書類は不要です。

◎所得税の確定申告をされる方で、事前に取得した利用者識別番号をお持ちの場合はご持参ください。

受付日		申告相談会場		受付終了時間
2月16日	月	安芸太田町役場本庁東館２階		15:00
2月17日	火			15:00
2月18日	水	筒賀福祉センター		15:00
2月19日	木			15:00
2月20日	金	安野ふれあいセンター		15:00
2月24日	火	修道せせらぎ文化センター		15:00
2月25日	水	つぼの地区交流センター	旧津浪小学校	13:00
2月26日	木	東区コミュニティセンター	至誠文化センター	13:00
2月27日	金	上殿コミュニティセンター		15:00
3月2日	月	川・森・文化・交流センター		15:00
3月3日	火			15:00
3月4日	水	太田川交流館かけはし		15:00
3月5日	木			15:00
3月6日	金	殿賀ふれあいプラザ		15:00
3月9日	月	猪山集会所		13:00
3月10日	火	松原高齢者コミュニティセンター	旧杉の泊小学校	13:00
3月11日	水	四合生活改善センター	寺領地区農業構造改善センター	13:00
3月12日	木	安芸太田町役場本庁東館１階		15:00
3月13日	金			15:00
3月16日	月			15:00

※昨年との変更点　・空谷農事集会所での受付は修道せせらぎ文化センターへ統合されました。
　　・一部会場の受付終了時間が変更となりました。

申告に関するお願い
- 青色申告の方は、青色申告決算書を完成させてからご来場ください。
- 医療費控除明細書や農業収支内訳書を作成し、待ち時間短縮にご協力ください。
- 申告は、どの会場に来られても受付できますので、ご都合に合わせてご来場ください。

【問い合わせ先】　税務住民課 ☎28-2114